

平成22年(行ウ)第508号 国籍確認等請求事件

原告



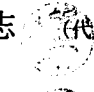
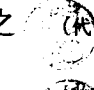
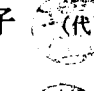
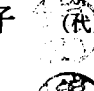
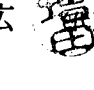
被告 国

答 弁 書

平成22年12月14日

東京地方裁判所民事第3部 御 中

被告指定代理人

宇	波	なほ	美	
増	田	勝	義	
矢	部	博	志	
石	井	博	之	
江	森	久	子	
藤	原	昌	子	
椎	名	芳	広	

(送達場所)

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部行政訟務部門 増田あて

(電 話 03-5213-1397)

(F A X 03-3515-7307)

第1	請求の趣旨に対する答弁	3
第2	請求の原因に対する認否	3
1	「第1 緒言」について	3
2	「第2 原告が日本国籍を喪失したとされた経緯」について	3
3	「第3 原告が日本国籍を有する根拠」について	4
4	「第4 慰謝料請求権の内容と結語」について	7
第3	被告の主張	7
1	原告が日本国籍を有していないこと	7
2	朝鮮人の日本国籍の喪失について、憲法10条、13条及び14条に違反する旨の原告の主張は失当であること	8
3	昭和36年最高裁判決が妥当でないとする原告の主張は理由がないこと	9
4	慰謝料請求権に関する原告の主張は理由がないこと	15
第4	結語	15
第5	求釈明	15

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

第2 請求の原因に対する認否

1 「第1 緒言」について

原告が1950年（昭和25年）11月27日に出生したことは認め、その余は認否の限りでない。

2 「第2 原告が日本国籍を喪失したとされた経緯」について

(1) 1について

ア 第1段落について

原告が1950年（昭和25年）11月27日に出生したことは認め、その余は甲第1号証の日本語訳を確認しないと認否できない。

イ 第2段落について

大韓民国が1948年（昭和23年）に建国されたことは認め、原告の両親については不知、その余は歴史的事実としては認める。

ウ 第3段落ないし第5段落について

第3段落についてはおおむね認める。

第4段落及び第5段落については、国籍法（昭和25年法律第147号）が昭和25年7月1日に施行されたこと、施行時の国籍法2条1号及び3号の規定が原告主張のとおりであることは認め、その余は不知。

なお、国籍法の施行により廃止された旧国籍法（明治32年法律第66号）は、朝鮮については施行されず、朝鮮人の身分の得喪、その結果としての日本国籍の得喪は、旧国籍法の規定の内容に準じ、慣習と条理によって定まるものとされていた（江川英文ほか「国籍法〔第3版〕」201ページ、平賀健太「国籍法上」132ページ）。そして、昭和25年7月1

日に施行された国籍法も、朝鮮については施行されず、朝鮮人の身分の得喪は、旧国籍法の規定の内容に準じた慣習と条理により定まるものと解されていた（昭和25年6月1日付け民事甲第1566号法務府民事局長通達、平賀・前掲161ページ）。そのため、原告が出生した当時、父が朝鮮人である場合及び父が知れない場合であって母が朝鮮人である場合には、子は、旧国籍法1条又は3条の規定に準じる内容の慣習と条理により、日本国籍を有することとされていた。

すなわち、原告が出生した当時、原告の父又は父が知れない場合には母が朝鮮人（朝鮮戸籍に掲載されている者を示す。）であれば、原告は出生により日本国籍を取得したとすることができるが、原告の両親が朝鮮人であることが確認できないので、原告が出生により日本国籍を取得したとの主張については不知である。なお、かかる趣旨により、後記第5のとおり釈明を求めるものである。

(2) 2について

日本国との平和条約（以下「平和条約」という。）が日本国と連合国との間で昭和26年9月8日に締結され、昭和27年4月28日に発効したこと、昭和27年4月19日付け民事甲第438号法務府民事局長通達「平和条約発効に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理」（以下「本件通達」という。乙第1号証）が発出されたこと、同通達第1(1)において「朝鮮及び台湾は、条約の発効の日から日本国の領土から分離することとなるので、これに伴い、朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者を含めてすべて日本の国籍を喪失する。」とされていることは認め、その余は争う。

3 「第3 原告が日本国籍を有する根拠」について

(1) 1について

平和条約2条(a)項が「日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄す

る。」と規定していること、同条が平和条約第2章領域の最初に置かれている規定であることは認め、その余は争う。

(2) 2について

ア 柱書きについて

原告が引用する判決（最高裁判所昭和36年4月5日大法廷判決・民集15巻4号657ページ。以下「昭和36年最高裁判決」という。）が存在すること及びその判示がおおむね原告指摘のとおりであることは認め、その余は知らないし争う。

なお、昭和36年最高裁判決は、「憲法11条、12条、13条についても、上告人の日本国籍の喪失は、つぎに述べるように、平和条約の規定に基づくものであって、憲法のこれらの規定に違反する点は認められない」と判示している。

また、第4段落については、「憲法には国籍法上領土の変更に伴う国籍変更の規定がないこと」とあるのは、「憲法10条が日本国籍の要件を法律で定めることを規定しているところ、これを定めた国籍法は、領土の変更に伴う国籍の変更について規定していない」が正確で、「この変更に関して国籍法上の確定原則がなく」とあるのは、「この変更に関して国際法上の確定原則がなく」が正しい。

イ (1)について

原告が引用する文献があること及び当該文献に「以上のような講和の過程にあって、「領土変更に伴う国籍変更」の問題は、日本側の準備作業で検討されたものを除いては、まったく討議され、検討されることがなかった。」旨の記載があることは認め、その余は争う。

ウ (2)について

(ア) 第1段落について

昭和36年最高裁判決が原告指摘の判示をしていることは認め、その